

令和3年6月10日
公立大学法人大阪

懲戒処分の公表について

この度、令和3年6月10日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

大阪府立大学大学院経済学研究科教授

2. 処分内容

減給1月

3. 根拠規程

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号に該当する。

4. 処分発令日

令和3年6月10日

5. 処分事由概要

大阪府立大学大学院経済学研究科の教員が、令和元年12月から令和2年3月にかけて、本法人教員に対してパワー・ハラスメントを行った。

6. 事案の概要

(事実概要)

令和2年9月～令和2年12月のハラスメント調査委員会による調査により、以下の事実を確認した。

令和元年12月上旬に今すぐ辞表を書けと発言したこと。

令和元年12月27日、令和2年1月31日、同年3月10日並びに同年3月17日の音源に確認された言動。

7. 再発防止に向けた対応

このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けられた方に対しご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を受け、全教職員に対し、このことを厳粛に受け止め、ハラスメント研修などを通じて、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

8. 添付資料

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案、処分内容について

法人事務局法人管理部人事課（府立大学）

（TEL：072-254-9105）

(添付資料)

○公立大学法人大阪教職員就業規則 (抄)

(懲戒の事由)

第 52 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき